令 和 ８ 年 １ １ 月

議　案　の　概　要

香 川 県 政 策 部 予 算 課

令 和 ８ 年 １ １ 月 県 議 会 定 例 会 議 案 一 覧

第１号　令和８年度香川県一般会計補正予算議案

○　歳入歳出予算　　別表１のとおり

○　繰 越 明 許 費　　別表２のとおり

○　債務負担行為　　別表３のとおり

○　地方債の補正

	既　　定		補　正　後	補　正　額
限 度 額	33,296,000 千円	→	36,575,000 千円	3,279,000 千円

第２号　香川県地域未来基金条例議案

○　地域経済の発展に資する産業分野の重点的な育成及び集積を図る産業クラスターの形成及び拡大並びに地場産業における製品、サービス等の付加価値の向上及び販路の開拓を推進する事業を円滑に実施するため、新たに基金を設置するもの。

○　施行期日　　公布の日

第３号　香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

○　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項を改めるもの。

○　施行期日　　公布の日

第４号　香川県中小企業者等に対する融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例議案

○　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。
（改正内容）
・　回収納付金を受け取る権利を放棄することができる事由に、同法の規定による早期事業再生計画に基づき、香川県信用保証協会から求償権の放棄等の申出を受けた場合を追加する。

○　施行期日　　公布の日

第５号　香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

○　建築基準法の一部改正により、特定業務施設等誘導地区における特例許可制度が創設されたこと等に伴い、申請手数料を新たに設定するもの。
（主な設定内容）
・　特定業務施設等誘導地区の容積率及び建築面積に関する許可申請手数料　　１６万円／件
・　特定業務施設等誘導地区の高さに関する許可申請手数料　　１６万円／件

○　施行期日　　公布の日

第６号　香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例及び香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案

○　下水道法の一部改正に伴い、引用している条項等を改めるもの。

○　施行期日　　規則で定める日

第７号　へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例議案

○　へき地教育振興法施行規則の一部改正を踏まえ、へき地手当に準ずる手当の支給について、規定整備を行うもの。

○　施行期日　　公布の日

第８号　定時制通信教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例議案

○　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に伴い、引用している法律の題名及び条項を改めるもの。

○　施行期日　　令和９年１月２３日

第９号　附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例及び香川県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部を改正する条例議案

○　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正に伴い、「教科用図書」を「教科書等」に改めるもの。

○　施行期日　　令和９年４月１日

第１０号　香川県国土強靱化地域計画の策定について

○　策 定 理 由　　国の国土強靱化基本計画の変更、近年の大規模災害における課題等を踏まえ、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化基本法第１３条の規定により、改めて策定する。

○　計 画 の 内 容　　本県における備えるべき災害を「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」と「大規模な風水害」と設定し、これらへの対策を総合的に推進するため、目指すべき基本目標とそれらを実現するための施策分野ごとの推進方針を示す。

第１１号　権利の放棄について

○　回収が不能となっている屋島少年自然の家の諸収入に係る債権について権利を放棄するもの。

・　債務者　　１法人
・　金　額　　８６，９９０円

第１２号　工事請負契約の締結について

○　件　　名　　県道円座香南線（香南工区）道路改築工事（第３工区）（橋梁上部工）
○　工 事 場 所　　高松市香南町
○　契約の方法　　総合評価一般競争入札
○　請 負 金 額　　７９１，０１０，０００円
○　工事請負人　　川田工業株式会社　四国営業所

第１３号　工事請負契約の締結について

○　件　　名　　高松港重要港湾改修工事（サンポート地区）（上部工）
○　工 事 場 所　　高松市サンポート
○　契約の方法　　総合評価一般競争入札
○　請 負 金 額　　７８５，４００，０００円
○　工事請負人　　川田工業株式会社　四国営業所

第１４号　かがわ総合リハビリテーションセンター及び香川県障害者支援施設たまも園の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項、かがわ総合リハビリテーションセンター条例第４条第２項及び香川県障害者支援施設たまも園条例第５条第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
かがわ総合リハビリテーションセンター、香川県障害者支援施設たまも園	（社福）かがわ総合リハビリテーション事業団	高松市田村町 1114 番地	令和９年４月１日から 令和 16 年３月 31 日まで

第１５号　香川県ふじみ園及び香川県ふじみ園福祉ホームの指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項、香川県ふじみ園条例第６条第２項及び香川県ふじみ園福祉ホーム条例第４条第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
香川県ふじみ園、 香川県ふじみ園福祉ホーム	（社福）香川県社会福祉事業団	丸亀市飯山町東坂元 3667 番地	令和９年４月１日から 令和 16 年３月 31 日まで

第１６号　瀬戸大橋記念公園の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例第１４条の２第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
瀬戸大橋記念公園	（公財）瀬戸大橋記念公園管理協会	坂出市番の州緑町６番地13	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第１７号　坂出緩衝緑地（番の州球場を除く）の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例第１４条の２第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
坂出緩衝緑地（番の州球場を除く）	五栄カイリク（株）	坂出市番の州町７番地６	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第１８号　坂出緩衝緑地（番の州球場）の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例第１４条の２第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
坂出緩衝緑地（番の州球場）	坂出市	坂出市室町二丁目３番５号	令和９年４月１日から 令和12年３月31日まで

第１９号　土器川公園の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例第１４条の２第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
土器川公園	丸亀市	丸亀市大手町二丁目４番21号	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第２０号　さぬき空港公園の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例第１４条の２第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
さぬき空港公園	香川県森林組合連合会	高松市中野町23番２号	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

第２１号　香川県立武道館の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県スポーツ施設条例第６条第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
香川県立武道館	四電工・シンコースポーツグループ	高松市花ノ宮町二丁目３番９号	令和９年４月１日から 令和 14 年３月 31 日まで

第２２号　香川県立丸亀競技場の指定管理者の指定について

○　地方自治法第２４４条の２第３項及び香川県都市公園条例第１４条の２第２項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名　　称	主たる事務所の所在地	
香川県立丸亀競技場	四電工グループ	高松市花ノ宮町二丁目３番９号	令和９年４月１日から 令和 14 年３月 31 日まで

第２３号　当せん金付証票の発売について

○　令和９年度において香川県が発売する全国自治宝くじ及び西日本宝くじの発売限度額を定めるもの。

○　発売限度額　　８３億円

別表１

令 和 ８ 年 度 １１ 月 補 正 予 算 総 括 表

一般会計（第１号議案）　　（単位：千円）

区分／部局	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳										補正後予算額
			分担金負担金	使用料手数料	国庫支出金	財産収入	寄附金	繰入金	繰越金	諸収入	県債	一般財源	
政策	78,216,377	5,868,722						25,645			111,000	5,732,077	84,085,099
総務	100,683,146	52,441						42,441			10,000		100,735,587
危機管理総局	2,254,169	29,152						26,152			3,000		2,283,321
環境森林	4,783,834	138,208						121,208			17,000		4,922,042
健康福祉	94,905,401	395,158			4,500			147,305		353	243,000		95,300,559
商工労働	45,656,726	123,142						39,142			84,000		45,779,868
交流推進	7,722,011	72,998			2,700			39,298			31,000		7,795,009
農政水産	22,638,644	394,916						315,916			79,000		23,033,560
土木	46,485,810	5,590,000	60,320					2,985,848		5,832	2,538,000		52,075,810
警察本部	28,035,381	79,095						21,095			58,000		28,114,476
教育委員会	107,685,073	157,498						52,498			105,000		107,842,571
議会、出納局、各種委員会	1,791,754												1,791,754
合計	540,858,326	12,901,330	60,320		7,200			3,816,548		6,185	3,279,000	5,732,077	553,759,656

補 正 予 算 主 要 事 業 の 概 要

（一般会計）

★印は、新規事業　　（単位：千円）

項 目 ・ 事 業 名		補正予算額	説 明
Ⅰ　防災・減災、地域活性化対策		**7,000,000**	
1　県単独公共等事業		**5,820,000**	
1	森林・竹林整備緊急対策事業	46,000	国庫補助事業の対象とならない搬出間伐や放置竹林等の整備を行う森林所有者等に対し補助するもの。
2	林道施設整備事業	10,500	国庫補助事業の対象とならない林業作業用施設の整備を行うもの。 ・琴南財田１号線、琴南財田２－１号線
3	単独県費補助林道事業	2,164	国庫補助事業の対象とならない小規模な林道の改良事業に対し補助するもの。 ・花折線、五郷財田線
4	森林荒廃地緊急整備事業	11,336	国庫補助事業の対象とならない小規模な林地崩壊箇所を丸太柵工等で復旧するもの。 ・善通寺市
5	団体営土地改良事業	128,000	国庫補助事業での実施が困難な小規模土地改良事業に対して、県費補助を行い、農業生産基盤の整備を促進するもの。

項目・事業名		補正予算額	説明
6	漁港単独県費補助事業	32,000	漁港施設の整備を行う漁港管理者（市町）に対し補助するもの。 ・護岸改良等　　高松市外５市町
7	道路維持修繕事業	3,150,000	道路施設の老朽化対策などの維持修繕工事を行うもの。 ・詫間琴平線外２３５箇所
8	道路局部改修事業	163,000	道路の拡幅や線形改良などの工事を行うもの。 ・高松善通寺線（佐料工区）外１１箇所
9	交通安全施設事業	37,000	歩行空間のバリアフリー化などの工事を行うもの。 ・高松琴平線（小野工区）外２箇所
10	河川改修事業	255,000	河川護岸などの整備工事を行うもの。 ・金倉川外１８箇所
11	海岸改修事業	9,000	海岸保全施設などの整備工事を行うもの。 ・中津豊原海岸

12	河川海岸維持修繕事業	1,038,000	河床整理や河川管理施設などの維持修繕工事を行うもの。 ・古川外９９箇所
13	ダム保全事業	102,000	ダム管理施設の維持修繕工事などを行うもの。 ・五名ダム外９ダム
14	砂防整備事業	74,000	堰堤工など砂防施設の整備工事に向けた設計等を行うもの。 ・佐料北川外６箇所
15	砂防維持修繕事業	184,000	除石など砂防施設等の維持修繕工事を行うもの。 ・宮山地区外１７箇所
16	港湾維持修繕事業	401,000	港湾施設などの機能維持を図るための維持修繕工事を行うもの。 ・高松港弦打地区外１６箇所
17	港湾改良事業	110,000	外郭施設など港湾施設の改良工事を行うもの。 ・白鳥港薦地区外５箇所

項目・事業名		補正予算額	説明
18	公園事業	67,000	公園の倒木対策工事などを行うもの。 ・さぬき空港公園、土器川公園
２　県有施設改修等事業		**1,180,000**	
○文化・交流施設関係		**195,627**	
1	文化施設設備整備事業	109,727	老朽化した設備の更新等を行うもの。 ・県立ミュージアム 非常用放送設備の更新及び電動書架の改修等 ・瀬戸内海歴史民俗資料館 水道水中継ポンプの改修 ・東山魁夷せとうち美術館 高圧受変電設備の改修及び空調設備（自動制御装置）の更新 ・埋蔵文化財センター 空調設備の修繕及び高圧電源引込ケーブルの更新等
2	サンポート高松交流拠点施設等施設整備事業	14,191	老朽化した設備の更新等を行うもの。 ・地下駐車場監視システムの更新 ・空調設備（リモートシステム）の修繕

3	産業交流センター施設設備整備事業	38,873	老朽化した設備の改修等を行うもの。 ・大展示場防火シャッターの改修 ・小展示場プロジェクターの更新 ・空調設備（冷温制御機能）の修繕
4	図書館・文書館設備整備事業	32,836	老朽化した設備の更新等を行うもの。 ・照明制御設備の更新 ・空調設備冷温水配管の修繕 ・電気・通信ケーブル配管の浸水防止対策
〇子育て・福祉施設関係		**250,657**	
5	さぬきこどもの国設備整備事業	14,043	老朽化した設備の更新を行うもの。 ・流水路ろ過装置の更新
6	西部子ども相談センター施設整備事業	4,690	職員の増員に伴い、必要な施設整備を行うもの。 ・執務室の拡張
7	社会福祉総合センター施設設備整備事業	153,043	老朽化した施設・設備の改修を行うもの。 ・施設外壁の改修 ・空調設備（自動制御機能）の改修 ・駐車場監視装置の改修

項目・事業名		補正予算額	説明
8	青年センター設備整備事業	1,925	老朽化した設備の更新を行うもの。 ・電話交換機の更新
9	障害者支援施設設備整備事業	76,956	老朽化した設備の更新等を行うもの。 ・川部みどり園 高圧受変電設備の改修（実施設計） ・リハビリテーションセンター 受水槽、特殊浴槽の更新、医療用機器の修繕 ・たまも園 空調設備の更新
○試験研究施設関係		**128,242**	
10	環境保健研究センター設備整備事業	33,508	老朽化した機器の更新を行うもの。 ・水質検査機器の更新
11	産業技術センター設備整備事業	20,336	老朽化した設備の改修等を行うもの。 ・空調設備の改修及び導入
12	発酵食品研究所設備整備事業	24,637	老朽化した設備・機器の改修等を行うもの。 ・空調設備の改修 ・食品成分分析装置の更新

13	農畜水産試験研究施設設備整備事業	49,761	老朽化した設備・機器の更新等を行うもの。 ・農業試験場 人工気象器の更新、ほ場法面の修繕、園路補修 ・園芸総合センター綾上原種農場 農業用ハウスの天窓・側窓自動開閉装置の更新、側窓の改修等 ・畜産試験場 トラクターの更新 ・水産試験場 海水井戸の設置、小割生簀の処分
〇公園関係		**174,048**	
14	森林公園・自然公園施設設備整備事業	23,700	老朽化した施設・設備の撤去等を行うもの。 ・公渕森林公園、ドングリランド、満濃池森林公園 ナラ枯れ被害木の伐倒・駆除 ・城山園地 給水ポンプの改修 ・県民いこいの森野営場 野外卓及びコインシャワーの改修 ・白峰園地、県民いこいの森野営場、大川山野営場 危険木及び倒木の撤去 ・四国のみち 案内板の改修等、休憩所のベンチ等の更新

項　目　・　事　業　名		補正予算額	説　　明
15	県立公園施設設備整備等事業	89,807	老朽化した施設・設備の改修等を行うもの。 ・瀬戸大橋記念公園 マリンドームの躯体改修 ・栗林公園 管理道の付け替え（測量・設計）、木柵の改修 ・桃陵公園 手すりの設置、園路の補修 ・琴弾公園 支障木の伐採、除根 ・琴平公園 防草シートの施工 ・香川用水記念公園 非常用発電機の更新
16	スポーツ施設設備整備事業	60,541	老朽化した施設・設備の更新等を行うもの。 ・総合運動公園 野球場U字溝ゴム蓋の更新、建具の改修等 ・総合水泳プール 揚水ポンプの更新 ・県立武道館 柔剣道場空調設備の整備（実施設計）
○教育施設関係		**234,564**	
17	保健医療大学設備整備事業	80,409	老朽化した設備の更新等を行うもの。 ・防災システムの更新 ・体育館空調設備の設置（実施設計）

18	高等技術学校施設設備整備事業	39,296	老朽化した施設の更新等を行うもの。 ・地域職業訓練センター 空調設備の更新 ・丸亀校 非常用照明の改修、換気扇の更新
19	農業大学校設備整備事業	21,207	老朽化した施設・設備の更新等を行うもの。 ・ブロック塀の更新 ・送水ポンプの修繕 ・農業用運搬車、乗用草刈機の更新
20	消防学校設備整備事業	25,652	老朽化した設備の更新等を行うもの。 ・中央監視装置の更新 ・空調設備の修繕 ・起震車の修繕
21	県立学校施設設備整備事業	68,000	老朽化した設備の改修等を行うもの。 ・トイレの洋式化 ・特別教室等における空調設備の設置

項　目　・　事　業　名		補正予算額	説　　明
○警察関係		**79,095**	
22	警察施設設備整備事業	79,095	老朽化した施設・設備の更新等を行うもの。 ・警察本部第一分庁舎 トイレ改修 ・高松西警察署 外壁改修及び屋上の防水改修 ・東かがわ警察署、観音寺警察署、さぬき警察署長尾交番 屋上の防水改修
○その他		**117,767**	
23	県有施設等改修事業	117,767	老朽化した施設・設備の更新等を行うもの。 ・本館及び警察本部庁舎 非常用空調設備の更新（基本計画） ・小豆総合事務所 東館エレベーターの改修 ・東讃保健福祉事務所 野犬捕獲車両の更新 ・西讃農業改良普及センター 外灯の改修（ＬＥＤ化） ・東部家畜保健衛生所 空調及び高圧受電設備の更新 ・木太職員住宅 外壁の改修 ・職員運転公用車 事故防止対策（バックモニター設置） ・総合防災情報システム 道路通行規制判定機能の追加

Ⅱ　その他の補正		**5,901,330**	
1	★男性育休・両立支援企業奨励金事業	9,000	男女ともに仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを推進するため、男性の育児休業取得促進や不妊治療休暇制度の導入に取り組む事業者に対し、奨励金を支給するもの。 ・支給額： ①６０日以上の男性育休取得：２０万円／人　※中小企業は４５日以上 ・初回取得加算：６０日（４５日）以上は１０万円／事業者 ９０日以上は２０万円／事業者 ・同僚応援手当支給加算：２０万円／男性育休取得者 ※上限額１００万円／事業者（加算含む） ②不妊治療休暇制度の導入：１０万円／事業者　※１回／事業者限り ・支給要件： ①次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定すること ②休暇制度等について就業規則等に規定し、従業員へ周知すること など
2	★第１１回「山の日」全国大会関連イベント開催事業	11,000	令和９年８月に開催する第１１回「山の日」全国大会に向け、「山の日」への理解促進や全国大会への機運醸成を図るとともに、本県の里山の魅力を発信するため、キックオフイベントや関連イベントを開催するもの。 ①キックオフイベント ・日　程：令和９年３月１４日（日） ・内　容：キックオフセレモニー、体験・ワークショップ、トレイルウォーク （丸亀市野外活動センター、飯野山） ②その他の関連イベント ・県、市町、民間団体等が開催する関連イベントを巡るデジタルスタンプラリー ・讃岐七富士を巡るデジタルスタンプラリー

項目・事業名		補正予算額	説明
3	県立知的障害者支援施設整備事業	50,000	老朽化が進む香川県ふじみ園及び香川県立川部みどり園において、県立知的障害者支援施設整備に係る基本構想がとりまとめられたことを踏まえ、改築や改修に向けた基本計画を策定するもの。
4	★食肉処理施設運営会社出資金	99,253	県内の複数の食肉処理施設を再編統合し県産肉用牛及び豚出荷頭数の大部分の処理を担う施設の整備・運営会社に対して出資を行うことにより、既に出資している市町とともに、本県畜産業の振興及び県民の食肉需要と安全・安心な食肉の安定供給を継続的に支えるもの。
5	★香川県地域未来基金造成事業	5,732,077	令和８年度の普通交付税において、国の地域未来戦略に沿った、強い地域経済の実現に向けた施策を推進するために措置された「地域未来基金費」を基金に積み立てるもの。

別表２

繰　越　明　許　費

（一般会計）　追加　１，９３１，２４０千円　（１８件）　変更　７，０６２，７３４千円（１３件）　総額　１１，２７９，５４４千円　（４７件）

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	繰越明許費	
			補正前	補正後
追加	森林・竹林整備緊急対策事業	46,000		46,000
追加	林道施設整備事業	10,500		10,500
追加	単独県費補助林道事業	2,164		2,164
追加	森林荒廃地緊急整備事業	11,336		11,336
追加	団体営土地改良事業	128,000		128,000
追加	漁港単独県費補助事業	32,000		32,000
変更	道路維持修繕事業	7,408,173	18,553	2,712,877
変更	道路メンテナンス事業	2,148,960	502,040	668,520
変更	道路局部改修事業	1,974,169	122,135	310,137
追加	交通安全施設事業	437,000		32,190
変更	道路環境改善事業	4,634,280	663,800	770,580
変更	道路整備交付金事業	2,809,590	723,500	737,110
追加	離島ダムメンテナンス事業	99,000		83,900
変更	河川改修事業	1,341,826	49,440	304,440

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	繰越明許費	
			補正前	補正後
追加	海岸改修事業	88,000		9,000
追加	河川海岸維持修繕事業	2,481,106		980,000
追加	ダム保全事業	314,000		96,000
変更	砂防整備事業	168,750	33,000	107,000
追加	砂防維持修繕事業	385,500		165,000
変更	広域河川改修事業	895,340	108,490	172,920
変更	津波等対策河川事業	554,000	212,100	306,600
変更	砂防事業	894,996	308,700	334,950
変更	港湾維持修繕事業	778,881	18,500	389,400
変更	港湾改良事業	328,236	10,000	131,000
追加	港湾メンテナンス事業	173,250		15,750
追加	津波・高潮危機管理対策緊急事業	36,500		36,500
追加	公園事業	112,000		67,000
追加	さぬき空港公園魅力向上事業	138,300		17,700

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	繰越明許費	
			補正前	補正後
追加	高松中心市街地プロムナード化推進事業	192,600		185,100
変更	街路環境改善事業	191,000	89,000	117,200
追加	街路事業	87,000		13,100
	計	28,902,457	2,859,258	8,993,974

別表３

債　務　負　担　行　為

一般会計（第１号議案）　　（単位:千円）

区分	事項	補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
追加	業務用パソコンソフトウェアライセンス運用管理事業			令和９年度	94,726
追加	香川県高等学校等教育改革促進基金事業			令和９年度から令和10年度まで	1,409,020
追加	高校生向けタブレット購入等支援事業（県立高等学校）			令和９年度	250,213
追加	高校生向けタブレット購入等支援事業（私立高等学校）			令和９年度	81,928
追加	高校生向けタブレット購入等支援事業（県立特別支援学校）			令和９年度	10,965
追加	五色台少年自然センター給食業務委託事業			令和９年度	38,282
追加	かがわ総合リハビリテーションセンター管理事業			令和９年度から令和15年度まで	指定管理基本料の限度額5,908,656千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額

区分	事項	補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
追加	障害者支援施設たまも園管理事業			令和９年度から令和15年度まで	指定管理基本料の限度額414,120千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追加	ふじみ園管理事業			令和９年度から令和15年度まで	指定管理基本料の限度額1,024,687千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追加	瀬戸大橋記念公園管理事業			令和９年度から令和13年度まで	指定管理基本料の限度額903,995千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追加	坂出緩衝緑地管理事業（番の州球場を除く）			令和９年度から令和13年度まで	指定管理基本料の限度額276,575千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追加	土器川公園管理事業			令和９年度から令和13年度まで	指定管理基本料の限度額30,010千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追加	さぬき空港公園管理事業			令和９年度から令和13年度まで	指定管理基本料の限度額378,486千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追加	県立武道館管理事業			令和９年度から令和13年度まで	指定管理基本料の限度額285,776千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追加	県立丸亀競技場管理事業			令和９年度から令和13年度まで	指定管理基本料の限度額792,991千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額

追 加	経営体育成基盤整備事業 （羽鹿池地区、田中北部地区、羽床下南地区、小原地区）			令和９年度	241,500
追 加	県営ため池等整備事業 （段の池地区、滝の宮池地区、高瀬地区、三野２期地区、詫間３期地区）			令和９年度	124,603
追 加	離島道路整備交付金事業 （県道土庄福田線、県道屋形崎小江渕崎線、県道本町小瀬土庄港線、国道436号）			令和９年度	170,000
追 加	離島道路メンテナンス事業 （県道土庄福田線〔北山大橋外１橋〕、県道寒霞渓公園線〔小見山橋外１橋〕、県道三都港平木線〔神ノ浦橋外１橋〕）			令和９年度	212,000
追 加	離島道路環境改善事業 （国道436号、県道土庄福田線、県道屋形崎小江渕崎線）			令和９年度	55,000

区分	事項	補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
追加	道路メンテナンス事業 （県道三木津田線〔新川橋〕、県道富田中鴨部線〔無名４号橋〕、県道富田西鴨庄線〔大井川橋〕、県道田面富田西線〔師走谷橋外１橋〕、国道377号〔福栄橋外４橋〕、県道多和三木線〔南新川橋〕、国道193号〔柞野橋〕、県道美馬塩江線〔阿みだ橋外１橋〕、県道国分寺中通線〔新名橋外１橋〕、県道久保谷塩江線〔貝ノ股橋〕、県道東谷岩崎線〔無名１号橋〕、県道国分寺太田上町線〔中森橋〕、県道千疋高松線〔坂下橋〕、県道鴨川停車場五色台線〔五色台跨線橋〕、県道塩江香川高松自転車道線〔関橋〕、県道高松琴平線〔相生橋〕、県道岡田善通寺線〔垂水橋〕、県道富熊宇多津線〔呉織橋外１橋〕、県道川津丸亀線〔土器川大橋〕、県道高松善通寺線〔綾川大橋外２橋〕、県道善通寺府中線〔五条橋〕、県道大屋冨築港宇多津線〔宇多津跨線橋側道橋〕、県道原田琴平線〔今橋１〕、県道丸亀詫間豊浜線〔三架橋外１橋〕、県道黒渕本大線〔黒渕橋歩道橋〕、県道込野観音寺線〔蜂ヶ谷大橋外１橋〕）			令和９年度	925,000
追加	道路環境改善事業 （県道高松東港線、県道高松香川線、県道炭所西善通寺線、県道観音寺佐野線、県道粟井観音寺線、県道観音寺池田線、県道善通寺大野原線、県道財田西豊中線）			令和９年度	410,000

追 加	道路整備交付金事業 （県道志度山川線、県道高松長尾大内線、県道三木津田線、県道大串志度線、県道三木寒川線、国道193号、県道三木国分寺線、県道塩江屋島西線、県道高松善通寺線、県道国分寺中通線、県道太田上町志度線、県道牟礼中新線、県道高松坂出線外１線、県道檀紙鶴市線外１線、県道高松志度線、県道高松香川線、国道438号、県道高松王越坂出線、県道高松坂出線、県道大屋冨築港宇多津線、県道瀬居坂出港線、県道善通寺詫間線、県道富熊宇多津線、県道多度津丸亀線、県道丸亀三好線、県道長尾丸亀線、県道粟井観音寺線、県道丸井萩原豊浜線、国道377号、県道観音寺池田線、県道丸亀詫間豊浜線、県道下高瀬高瀬線、県道豊中仁尾線）			令和９年度	1,728,000
追 加	離島砂防事業 （東条川、大木戸川、浜寺川、桂川、流西川、当浜川、南城川、平野川、明神川）			令和９年度	305,000
追 加	離島急傾斜地崩壊対策事業 （八日山地区、谷地区、前山地区、観音崎地区）			令和９年度	160,000
追 加	離島海岸メンテナンス事業 （瀬戸海岸）			令和９年度	44,000
追 加	河川海岸維持修繕事業 （与田川、香東川、富川、伝法川、片城川）			令和９年度	67,000
追 加	広域河川改修事業 （古川、湊川、新川、春日川、本津川、中谷川、綾川、弘田川、高瀬川）			令和９年度	696,000

区分	事項	補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
追加	津波等対策河川事業 （神谷川、明神川）			令和９年度	42,000
追加	総合流域防災河川事業 （清水川、桜川、一の谷川）			令和９年度	200,000
追加	河川メンテナンス事業 （弁天川防潮水門、中川水系応急対策工事、古川水系応急対策工事、番屋川水系応急対策工事、新川水系応急対策工事、長者川水門、相引川排水機場水門、相引川排水機場、摺鉢谷川水門、苧扱川大水門）			令和９年度	270,000
追加	河川管理施設修繕事業 （新川、香東川、本津川、大束川、高瀬川）			令和９年度	156,000
追加	綾川治水ダム建設事業 （長柄ダム再開発）			令和９年度	1,485,000
追加	湊川総合開発事業 （五名ダム再開発）			令和９年度	693,000
追加	砂防事業 （清水川、峰堂川、西間川、本村川、西川、松谷川、西下谷川、西堀切川、宮の尾川、竿川、高尾戸川）			令和９年度	600,000

追 加	急傾斜地崩壊対策事業 （桃山地区）			令和９年度	30,000
追 加	津波等対策海岸事業 （二子浦海岸、西白方海岸）			令和９年度	42,000
追 加	離島津波等対策港湾海岸事業 （土庄港、坂手港、池田港）			令和９年度	280,000
追 加	港湾改良事業 （丸亀港）			令和９年度	42,000
追 加	重要港湾改修事業 （高松港）			令和９年度	284,000
追 加	統合港湾施設改良事業 （多度津港）			令和９年度	20,000
追 加	港湾環境整備事業 （観音寺港）			令和９年度	78,000
追 加	津波等対策港湾海岸事業 （津田港、引田港、高松港、丸亀港）			令和９年度	219,000
追 加	海岸メンテナンス事業 （志度港）			令和９年度	40,000
追 加	街路整備交付金事業 （中新町鬼無線、柞田川右岸線）			令和９年度	393,000